

# バイオメディカル・ファジイ・システム学会会則

平成 7 年 11 月 1 日(制定)  
平成 9 年 10 月 25 日(改訂)  
平成 11 年 12 月 7 日(改訂)  
平成 12 年 2 月 1 日(改訂)  
平成 19 年 8 月 4 日(改訂)  
平成 29 年 11 月 26 日(改訂)

## (総則)

第 1 条 本学会はバイオメディカル・ファジイ・システム学会 (Biomedical Fuzzy Systems Association, 略称 : BMFSA) とする。

## (目的及び事業)

第 2 条 本学会は、人間生活の福祉に深く関わる 医療、健康、教育などに対して、またそれらを 対象とする生物学、医学、農学、教育学などの学問に対して、ファジイ理論、ニューラルネットワーク理論、カオス理論、ジェネティックアルゴリズム理論など いわゆるソフトコンピューティングからの接近による研究によって、学問的および科学技術的な推進を図ること を目的とする。また、その研究の普及、研究者相互の交流を促進し、かつ、外国の研究者及び団体との交流をも図ることを目的とする。

第 3 条 本学会は、前条の目的を達成するために、次の事業をおこなう。

- (1) 研究発表会、講演会、シンポジュームの開催、年次大会、地方研究会などの開催
- (2) 邦文学会誌、英文学会誌、年次大会論文集、各種資料の刊行
- (3) 外国の関連学会との連絡及び協力
- (4) その他、前条の目的を達成するための必要な事業

## (所在地)

第 4 条 本学会の事務局を「事務局に関する内規」で定める。

## (会員)

第 5 条 本学会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員……第 2 条にあげた研究に従事する者、またはそれに関心を有する者
- (2) 学生会員…大学学生（大学院生を含む）あるいはこれに準ずる者
- (3) ライフ会員…満 65 歳以上、かつ定年退職後に定職をもたない正会員
- (4) 賛助会員…本学会の目的に賛同し、その事業に財政的援助をする個人または団体

第 6 条 本学会に正会員または学生会員として入会しようとする者は、正会員 1 名の紹介を必要とする。

第 7 条 学会費として正会員は 年額 6 000 円、学生会員は 1 000 円、 ライフ会員は 3 000 円、賛助会員は 1 口 30,000 円以上を毎年 10 月 1 日までに納入しなければならない。

第 2 項 中途入会の場合の学会費についても、前条と同じ金額とし、学会費納入以降 会員となる。

第 3 項 中途退会の場合の学会費は返却しない。

第 8 条 学会費を 2 年以上滞納した者は、退会したものとみなすことができる。

第 9 条 会員は次の特典を受ける。

- (1) 本学会が刊行する学会誌及び資料の配布を受けること。
- (2) 本学会の行う事業の通知を受け、これらに参加すること。
- (3) 会則及び別に定める規則により、本学会役員の選挙権及び被選挙権を得ること。

第 10 条 特に功績があり、理事会で推薦され、総会で承認された会員に「名誉会員」の称号を贈 ることができる。この場合は本人の申し出により会費を免除することができる。

第 10 条の 2 満 65 歳以上、かつ定年退職後に定職をもたない正会員は、本人が申し出ることに より、ライフ会員として年会費を正会員の半額にすることができる。

## (役員)

第 11 条 本学会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名、副会長 2 名
- (2) 理事 4 名以上 10 名以内

(3) 評議員 8名以上 20名前後

(4) 監事 2名

(5) 顧問 (会長経験者)

第 12 条 評議員を除く役員はライフ会員および正会員の中からライフ会員を含む正会員の直接選挙により選出する。

第 2 項 選挙の詳細については、選挙管理規定を別に定める。

第 13 条 会長は本学会の業務を総理し、本学会を代表する。

第 2 項 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時または会長が欠けた時は、その職務を行ふ。

第 3 項 監事は本学会の事業及び会計の監査を行う。

第 14 条 本学会の役員の任期は 2 年とし、再選を妨げない。

第 15 条 役員に欠員が生じた時は、理事会の議決により後任を補充することができる。後任者の任期は前任者の残りの期間とする。

(理事会)

第 16 条 理事会は、会長、副会長、理事、顧問をもって組織する。

(1) 理事会の議長は会長がつとめる。

(2) 監事をオブザーバとして理事会に出席させることができる。

第 17 条 理事会は次の事項について議決する。

(1) 総会に提案すべき事項

(2) 会務の執行に関する事項

(3) 総会の権限に属する事項以外の事項

(4) その他、会長が必要と認めた事項

(評議会)

第 18 条 評議員は理事会によって選任され、評議会は、会長、副会長、評議員をもって組織する。

(1) 評議会の議長は、会長がつとめる。

(2) 監事、顧問、および理事をオブザーバとして評議会に出席させることができる。

第 19 条 評議会は次の事項について評議し、実行する。

(1) 会の運営状況に関する評価

(2) 会の活性化を図るための企画

(3) その他、会長が必要と認めた事項

(総会)

第 20 条 総会は通常総会と臨時総会とする。総会は正会員、学生会員、ライフ会員及び賛助会員の中の個人会員をもって組織する。

第 21 条 通常総会は毎年 1 回 会長が召集する。

第 2 項 臨時総会は理事会または監事が必要と認めた時、会長が召集する。また、会長はライフ会員を含む正会員の 10 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面による承諾があつた時は、これを召集しなければならない。

第 3 項 通常総会を召集するには、少なくとも 6 週間以前に、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。総会の議長は会長とし、臨時総会の議長はライフ会員を含む出席正会員の互選によって定める。

第 22 条 総会はこの会則で定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

(2) 事業報告及び収支決算についての事項

(3) その他、本学会の運営に関する重要な事項

第 23 条 総会はライフ会員を含む正会員現在数の 5 分の 1 が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

第 24 条 ただし、当該議事につき、あらかじめ書面をもって意思を表示した者または表決の委任者は出席とみなす。

第 2 項 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(会計年度)

第 25 条 本学会の会計年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

(会則の改廃)

第 26 条 本会則の改廃は総会において出席者の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

(附則) 本会則は、平成 12 年 2 月 1 日より施行する。

(附則) 本会則は、平成 29 年 1 月 26 日より施行する。また、平成 29 年中にライフ会員と認定された正会員の会費納入期限については、別途事務局より通知する。